

短時間労働者の社会保険加入対象拡大に関する意見書

令和6年10月より、従業員数51人以上の企業で一定の条件を満たすパートやアルバイトなど短時間労働者が社会保険加入の対象となりました。さらに今年11月、社会保障審議会年金部会においては、企業の規模と収入の要件を撤廃し、週20時間以上働く短時間労働者は原則として社会保険加入の対象とする方向で検討されています。これにより、約200万人が新たに社会保険に加入すると試算されています。

働き控えの解消、労働者の福利、社会保険制度の安定などの点において、必要な施策ではありますが、中小企業においては、厚生年金保険料と健康保険料の事業主負担分の支払いに困難を抱えていることも少なくありません。加入対象が拡大した場合には、経費の増大や人材確保の困難のために事業が継続できなくなる企業が生じることが懸念されます。現在、社会保険加入対象拡大への対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」が行われていますが、これは社会保険加入によって従業員の手取りが減らないよう賃上げや手当支給を行う企業を支援するもので、小規模企業においては実施のハードルは高く、また事業主負担への支援はありません。中小企業への直接支援を行うことが求められます。

また、今回の加入対象拡大に際しても、事業主負担を回避するために従業員を実態なく「個人事業主」として、「雇用契約」を「請負契約」に変える脱法的な「社保逃れ」を行う企業が生じています。より小規模な企業に対象を拡大した場合、こうした行為がさらに広がることが懸念されています。

国におかれては、短時間労働者の社会保険加入対象拡大にあたって、以下の通りに対象者を雇用する中小企業への対策を行われることを求めます。

記

1. 短時間労働者の社会保険加入対象拡大に際して、従業員への支援策を拡充するとともに、中小企業の事業主負担に関しても直接支援を行うこと。
2. 脱法的な「社保逃れ」を行う企業への指導と取り締まりを強化すること。
3. 地方公共団体が中小企業に発注する各種の業務において、短時間労働者の社会保険加入が遺漏なく実施されるよう、必要な助言と財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

大和高田市議会